

居 宅 介 護 支 援 事 業

「松風荘 在宅介護支援センター」

重 要 事 項 説 明 書

当事業者は介護保険の指定を受けています。
青森県 指定 第 0272501933 号

当事業者はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通りご説明いたします。

居 宅 介 護 支 援 事 業 と は

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用できるよう、次のサービスを実施します。

- ◎ ご契約者の心身の状況やご契約者とその家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（サービスプラン）」を作成します。
- ◎ ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ◎ 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護1～5」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業の概要	1
2. 職員体制	1
3. サービス提供時間	1
4. 利用料金	2
5. サービスの利用方法	2
6. サービス内容	3
7. 苦情の受付	4
8. サービス利用に関する留意事項	4
9. 緊急時の対応方法	5
10. 事故発生時の対応	5
11. 秘密の保持 同意書	5 6

1 居宅介護支援事業所の概要

- (1) 事業所種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業目的 指定居宅サービスを利用する利用者の、相談・指導・援助の面から介護計画（ケアプラン）を作成し、在宅生活の維持、向上を目的とする。
- (3) 運営方針 地域住民との直接の関わりと介護保険申請書の申請代行、認定調査、介護計画作成、相談業務等の福祉サービスの実施。
- (4) 事業所開設年月日 平成25年6月1日（前事業者：平成12年4月1日）
（支援センター開設年月日 平成25年6月1日）
（ ” ” 前事業者：平成3年2月1日）

事業所名	松風荘 在宅介護支援センター
所在地	〒039-2664 上北郡東北町字乙供123
事業所長（管理者）	蛸 沢 圭子
電話番号	0175-63-4318
FAX番号	0175-63-4331
事業所番号	青森県 指定 第0272501933号
通常の事業実施地域	東北町 七戸町

※ 上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

2 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【職員配置状況】 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

No.	職種	
1	事業所長（管理者）	1名（常勤・兼務）
2	介護支援専門員	1名以上

3 サービス提供時間

稼働日	月曜日～金曜日
サービス提供時間	午前7時45分～午後4時45分
休業日	土曜・日曜・祝日 年末年始

尚、休業日及び時間外受付については、併設施設にてお伺いいたします。

年末年始とは12月29日から1月3日までとさせていただきます。

緊急連絡先 0175-63-2031 特別養護老人ホーム 松風荘

4 利用料金

(1) 利用料金

当事業者が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので（法定代理受領）、ご契約者の利用料自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により当事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。この際は、当事業所より納付書を発行いたしますので指定金融機関へ納入してください。尚、ご契約者が支払いをできないような場合は、代理人が支払うものとする。

通常は介護保険より受領

要 支 援	要 介 護 1・2	要介護3・4・5
4, 4 2 0 円	1 0, 8 6 0 円	1 4, 1 1 0 円

(2) 交通費

通常の実施地域（東北町、七戸町）以外の地区にお住まいの方で当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費または、自動車使用时1キロメートルあたり25円をサービス終了時にその都度お支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご契約者が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご契約者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご契約者が亡くなられた場合

6 サービス内容

(1) サービス内容

1) 居宅サービス計画の作成（課題把握・記載検討） 全社協方式

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成いたします。

《居宅サービス計画作成の流れ》

- ①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ②居宅サービス計画の作成開始に当たって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご契約者又はそのご家族等に対して提供し、ご契約者にサービスの選択を求めます。
- ③介護支援専門員は、ご契約者及びそのご家族等の置かれた状況を考慮して、ご契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、居宅サービス事業等の内容、利用料等の情報をご契約者及びご家族等に説明致しますので、利用されるサービスの種類、事業者をご契約者及びご家族等に選択していただきます。その際、ご契約者又はご家族等は介護支援専門員に対して複数の事業所の紹介を求めることが可能であること。居宅サービス計画の原案に位置づけた理由を求めることが可能であることを説明し、契約者等の同意を得た上で決定するものとします。

2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等の連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。（モニタリング、月1回居宅を訪問）
- ・居宅サービス計画の目標に添ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等の連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意志を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助をいたします。

3) 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望された場合、または、事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画の変更をいたします。

4) 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介等の便宜を提供いたします。

7 苦情の受付について

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口において受けつけいたします。

◎ 苦情解決責任者

【 園長 】 沼 山 英 隆

◎ 苦情受付窓口

【 生活相談員 】 江刺家 珠美

◎ 受 付 時 間 毎週 月曜日 ～ 金曜日 午前 7 時 45 分 ～ 午後 4 時 45 分
TEL 0175-63-4318

土曜・日曜・祝日及び年末年始については併設施設が承り後日連絡または訪問させていただきます。TEL 0175-63-2031 特別養護老人ホーム松風荘
また、苦情ボックスを正面玄関に設置しております。

◎ 第三者委員苦情受付窓口

職名	第三者委員	奥 寺 精 七	TEL 0175-64-6310
		乙 崎 一 男	TEL 0175-63-2338

◎ 苦情解決運営委員会

苦情解決委員会事務局 担当者 TEL 0175-62-2484

◎ 行政機関その他苦情受付機関

東北町役場（本庁舎 介護保険担当課）東北町上北南 4-32-484
TEL 0176-56-3111

（分庁舎 介護保険担当課）東北町字塔ノ沢山 1-94
TEL 0175-63-2111

七戸町役場（介護保険担当課）七戸町字森ノ上 395-5
TEL 0176-68-3500

※通常の事業実施地域以外の利用者は当該市町村介護保険担当窓口へ

国民健康保険団体連合会 青森市新町 2-4-1 TEL 017-723-1336

青森県社会福祉協議会 青森市中央 3-20-3 TEL 017-723-1391

以上の体制で利用者の意向が十分反映された福祉サービス提供のため、相談や苦情を自由に申し出ることができる環境を整え、迅速かつ円滑に解決していきます。

8 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替させる場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望される場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情やその他交替を希望される理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

ただし、ご契約者からの特定の介護支援専門員の指名はできません。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態に変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族等へ連絡いたします。また、ご契約者又はご家族等は、ご契約者が病院又は診療所に入院する必要がある場合は、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に報告をお願いいたします。

10 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、上記9の対応をするとともに、ご契約者がお住まいの市町村、ご家族、サービス事業所等に連絡いたします。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所の介護サービスによりご契約者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

(当事業所はあいおい損害保険株式会社と損害賠償契約を結んでおります。)

11 秘密の保持

(1) 介護支援専門員または従業員は正当な理由が無く、その業務上知り得たご契約者及びご家族に関する秘密を漏らしたり致しません。この守秘義務は契約が終了した後も継続するとともに、介護支援専門員またはその他の従業員でなくなった後においても継続します。

(2) 事業所では、ご契約者の医療上緊急の必要がある場合またはサービス担当者会議等で必要がある限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご契約者またはご家族の個人情報を用います

1 2 利用状況

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

同 意 書

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始にあたり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業者 上北郡東北町字古屋敷 45 番地 1
社会福祉法人 恵徳会

説明者氏名 松風荘 在宅介護支援センター
介護支援専門員 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

〒
契約者 住 所
(利用者) 氏 名 印

〒
(代理人) 住 所

氏 名 印
続 柄